

- 去年のPCB特別措置法の改正において、期限内処理を確実にするため、最終的に行政が代執行により、高濃度PCB廃棄物を処理委託することを可能とする規定が盛り込まれた。
- 今回の措置が期限内の確実な処理のためのものであること、また、計画的処理完了期限まで一年を切った状況で実施せざるを得ないものであることから、**自治体側の行政手続については、できる限り簡易・迅速、かつ明確なものとする必要がある。**
- こうした状況を踏まえ、PCB特別措置法に基づく行政処分（報告徴収・立入検査、改善命令及び行政代執行）等の実施に当たって**自治体側に求められる具体的な手続等について、環境省から自治体宛てに通知を実施。**

## 通知概要

### (1)報告徴収・立入検査

#### <要件>

- PCB特措法に定める改善命令・立入検査の対象としての「疑いのある物」、「その他の関係者」等の範囲
- 立入検査の権限によって可能な行為の範囲

#### <内容>

- 報告徴収・立入検査の実施による改善命令、代執行等の対象となる高濃度PCB廃棄物の明確化

### (2)改善命令

#### <要件>

- 処分期間内に自ら処分又は処分を委託しなかったとの法定要件に合致した場合の速やかな改善命令手続への着手
- 委託契約後に処理料金の支払い等を意図的に怠った場合の改善命令要件への適合
- 指導・助言の段階での保管事業者に対する行政処分実施の可能性の書面による伝達

#### <内容>

- 改善命令に処分等措置として含まれるべき内容（処分委託、収集運搬委託及び処分に付随する措置）
- 一ヶ月程度の履行期限の付与、期限内の確実な履行の確認、改善命令違反の認定
- 処分期間終了後に廃止届出がなされた高濃度PCB含有電気工作物に対する対応等の電気事業法との関係

#### <手続>

- 改善命令時に必要となる弁明の機会の付与等の手続
- 改善命令書への代執行及び費用徴収の可能性の付記

### (3)行政代執行

#### <要件>

- 改善命令違反等の代執行の法的要件への適合の判断

#### <内容>

- 行政代執行に処分等措置として含まれるべき内容（改善命令と同様）
- 保管事業者に対する費用の徴収の実施

#### <手続>

- 保管事業者を確知できない場合の公告の手続
- 費用の徴収に当たっての手続

### (4)その他

- 自治体が行政代執行として処分等措置を実施した場合に、その必要額の75/100を事後的にPCB廃棄物処理基金より支援
- 中小企業等費用軽減制度は代執行による場合には非対象